○内閣府告示第三千五十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十一号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年九月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　愛知県国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　愛知県　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び国家戦略道路占用事業

○政治資金適正化委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
八九四	瀬野　弘	二九、八、二三	本人からの申請
一〇〇二	政本　彰人	二九、四、一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四二三八	青木　太郎	二九、八、二三	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十三号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四九九四	角田　英明	六〇二一	二九、七、二七

○総務省告示第三百号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十二日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成二十九年度在外邦人等輸送訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年九月二十五日から平成二十九年十月二日まで

三　派遣人数（概数）　二十五人程度

四　派遣地域　カンボジア王国、ジブチ共和国、エジプト・アラブ共和国及びエチオピア連邦民主共和国

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五三〇〇	二九、八、二三	山中佳代子
五三〇一	二九、八、二三	山中　智雄
五三〇二	二九、八、二三	谷内　稔
五三〇三	二九、八、二三	田尻　重暁

○財務省告示第二百六十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十九年八月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年九月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二十二回	五十億円	百三円九十二銭
〃	〃	二十億円	百三円九十三銭
〃	〃	六十五億円	百三円九十四銭
〃	〃	五十億円	百三円九十五銭
〃	〃	十五億円	百三円九十七銭
合計		二百億円	

○国税庁告示第十三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十二日

国税庁長官　佐川　宣寿

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
事務所	所在地	事務所	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
一関税務署	岩手県一関市城内三番二号	一関税務署	岩手県一関市田村町七番十七号
（略）	（略）	（略）	（略）
京橋税務署	千代田区大手町一丁目三番三号	京橋税務署	中央区新富二丁目六番一号
（略）	（略）	（略）	（略）
世田谷税務署	東京都世田谷区若林四丁目二十二番十三号	世田谷税務署	東京都世田谷区用賀四丁目十番一号
（略）	（略）	（略）	（略）
門司税務署	福岡県北九州市門司区西海岸一丁目三番十号	門司税務署	福岡県北九州市門司区清滝三丁目五番三十号
（略）	（略）	（略）	（略）